

意見案第3号

令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、最低賃金については、年率3%程度を目途として、景気や物価動向を見つつ、地域間格差に配慮しながら、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとされており、北海道地方最低賃金審議会においても、当該方針等に配慮した答申がなされ、これらを踏まえ令和元年度の本道最低賃金は861円に改定された。

近年、最低賃金は毎年引き上げられているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済情勢・雇用環境の悪化や、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能するための事業所に対する指導監査の強化及び最低賃金制度の履行の確保が極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、令和2年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金については、経済の好循環の実現を図るため、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとの方針を堅持しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい経営環境に置かれている中小企業、小規模事業者十分に配慮した上で、最低賃金の引上げを検討すること。
- 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
- 3 最低賃金の引上げを行う場合は、深刻な人手不足が生じている本道の労働市場の状況を十分に踏まえて、中小企業、小規模事業者が行う生産性の向上に資する設備投資などの取組を強力に支援するとともに、安定的で継続的な経営が可能となる対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
北海道労働局長

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊